平成２３年（フ）第５１号
茨城県取手市紫水３丁目２番地14、前住所茨城県つくば市高野500番地
債務者　渡辺かつ江（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
茨城県取手市井野団地５番15―502号
債務者　岸野　善一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
茨城県取手市井野団地５番15―502号
債務者　岸野美保子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
茨城県稲敷市高田727番地２
債務者　吉田　真樹
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９１３号
大阪市港区三先１丁目17番３―713号
債務者　重實　佐和（旧姓藤木）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７９号
大阪市生野区巽東２―３―２―303、住民票上の住所大阪府東大阪市島之内１丁目８番８―1606号
債務者　橋本　幸絵
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１５号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番１―604号
債務者　弘　　広子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２７１号
大阪市東淀川区大桐２丁目11番20―215号
債務者　西村　武大
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３１６号
大阪府吹田市川園町61番13―601号
債務者　西口　保恵（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３５９号
大阪市旭区新森４丁目４番３―603号
債務者　楠本　光成
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５５５号
大阪府東大阪市若江本町１丁目４番18号シャトレＳＩ若江203号
債務者　森本喜美恵
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９８号
大阪府枚方市西船橋２丁目48番７―302号
債務者　林　　正教
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７５６号
大阪府箕面市小野原西２丁目15番46号シュラインハイツ笹川101号、住民票上の住所石川県かほく市秋浜ニ20番地１ＡＩプラザ305号
債務者　内潟久美子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９５８号
大阪市平野区平野東３丁目７番19―505号
債務者　山村　佳明
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１１８号
大阪市平野区流町２丁目１番38号　ウィン・ライフ流町306
債務者　岩本　雅嗣
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１１９号
大阪府寝屋川市高柳５丁目26番16―303号
債務者　小林　威仁
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１８６号
大阪府寝屋川市中木田町36番１―504号
債務者　廣田　雅子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部